

令和6年度・第17回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年8月26日（金） 13:00～16:00

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（2名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（4名）

事務局出席者 平局長・梶原主幹・吉原主任・長沼G員・松下G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 14番 ⑩

_____ 16番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和6年度 第17回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第52号 農地形質変更届の専決処分について

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第54号 非農地証明発行の専決処分について

報告第55号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

議案第179号 農地法第5条許可申請の取下げ願いの承認について

議案第180号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第181号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第182号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第183号 非農地証明願承認について

議案第184号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第185号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第186号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第187号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 9月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

梶原主幹 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします

会 長 皆さまお疲れ様です。毎日暑い日が続いており、私も何回か熱中症になり倒れました。

皆様も熱中症には十分気を付けて、何かありましたらすぐ水分補給をして対策をしてください。

そして、気象庁の台風情報によりますと、鹿児島県西方海上を進み、本市に上陸という予測のため、猛烈な雨と暴風が予想されております。

台風が接近・上陸してからでは遅いので、早めの防災対策をお願いします。

私の主要事務処理経過報告です。

8月5日に常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、出席いたしました。4条・5条が市町村から13件、4条が5件、5条が27件、薩摩川内市で5条が2件という申請がございました。

あまり問題等はなかったですが、日置市が少し問題になったかと思う案件がでてきました。それも8月9日に事務局長が来られて巡回訪問のときに質問をしました。

同じく、県の農業会議の巡回訪問のときに事務局と私も出席したのですが、一番問題になったのが委員の活動実績のことで、10日以上と10日以下になったとき、月にしたとき11,000円以上の開きがございます。

できれば、8日以上活動記録をお願いしますということで事務局のほうからの説明がございましたので、皆様も農地の見廻り等色々ありますので、出来るだけ8日以上活動を記入していただきたいと思います。

また、全国農業新聞も言われましたが、委員の方々の一部の増数をお願いいたします。

そして、16日に運営委員会を開催し総会の審議をしました。

本日、第17回農業委員会総会ということで出席いただきました。

まだまだ、暑い日が続きますが、台風が到来する予想がされておりますので、万全の対策で台風に備えていただきたいと思います。

本日はお疲れ様です。以上です。

議 長 ただ今から、第17回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたし

ます。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数 19 名、現在員数 19 名、出席委員 17 名、欠席委員は 2 名で、13 番：永留智史委員、15 番：西裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 17 名です。

欠席委員は 4 名で、22 番：福壽久雄委員、26 番：大田実角委員、33 番：永吉康之委員、40 番：早崎麻美子委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原主幹 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをご覧ください。

8 月 5 日に常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長・事務局職員が出席しております。

8 日・9 日が定例の現地調査です。

9 日は、第 34 回薩摩川内市都市計画審議会が本庁舎の 101 会議室で開催され、下茂代理が出席しています。

また、同日、鹿児島県農業会議の巡回訪問が本庁舎の 502 会議室で開催され、会長及び事務局が対応しました。

16 日に第 16 回運営委員会を本庁舎の 502 会議室において開催しております。

そして、本日第 17 回農業委員会総会が SS プラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 （はいの声あり）

議 長 ご異議ございませんので、
14番：山路 一浩（やまじ かずひろ）委員
16番：小園 光男（こぞの みつお）委員にお願いいたします。
それでは、早速、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第52号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第52号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号2番の1件です。登記地目 田1筆
1, 061㎡の届出がありました。
内容といたしましては、受理番号2番は、盛土し、畑として農地の有効利用を図るための届出です。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第52号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第52号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 質疑がありませんので、報告第52号を終わります。
次に、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第53号を説明いたします。資料は3ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号63番から67番までの5件です。
登記地目 田8筆 8,990㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号63番です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第53号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第53号の説明が終わりました。
これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

有馬委員 はい。12番 有馬です。
この64号の[]さんはまだご存命です。

梶原主幹 申請者が[]さんとなっていますが、[]さんで書いてもらえば良かったということですね。了解しました。

議長 他に御質疑ございませんか。

梶原主幹 すみません。先程の64号の[]さんの件ですが、[]
[]はご存命なのですが、所有者が[]さん、その方が亡くなっているのですかね。

有馬委員 その方は亡くなっております。

梶原主幹 では、[]さんが相続代表者ということで、皆様方訂正をお願いします。

議長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第53号を終わります。
次は報告第54号「非農地証明発行の専決処分について」
を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第54号を説明いたします。資料は5ページから8ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号44番から61番までの18件で、登記地目 田13筆10,069㎡、畑17筆7,063㎡、合計30筆17,132㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第54号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第54号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第54号を終わります。

次に、報告第55号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 報告第55号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。

今月は、受理番号3番の1件で、登記地目は田1筆884㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、木場委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第55号に係る説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

梶原主幹 議案第 179 号を説明いたします。資料は 10 ページをご覧ください。今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 79 m²の申請がありました。

令和 6 年 7 月 26 日開催 第 16 回総会で農地法第 5 条申請の転用許可申請について、許可相当で議決いたしましたが、当該地が第一種農地であるため、常設審議会へ意見聴取のため、鹿児島県農業会議に進達しました。その際、当該地の農地法第 5 条申請に地籍超過理由書が添付されておりましたが、その理由が許可権者である農村振興課との協議で認めることができないとの連絡を受け、申請代理人を通じて、申請人へお伝えし、農地法第 5 条許可申請を取下げ、農地法第 3 条での申請をすることとなったものです。

さきに導入指定されました 3 条申請との隣接の農地になりますので、一体で利用できるということで、農地法第 3 条での再申請をするということで、今回取下げになっております。

以上、議案第 179 号に係る説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

8

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 7 9 号については、原案のとおり承認されましたので、農地法第 5 条許可申請を取下げ
ることを許可いたします。

次に、議案第 1 8 0 号「農地法第 5 条の規定による農地等の
所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 1 8 0 号を説明いたします。資料は 1 1 ページから 1 4
ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につ
きましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 3 4 番から 4 3 番までの 1 0 件で、登
記地目 田 6 筆 3 , 6 9 6 m²、畑 7 筆 1 9 6 3 . 0 2 m²、合計 1 3
筆 5 , 6 5 9 . 0 2 m²の申請がありました。内容を説明いたしま
す。

受理番号 3 4 番は、一般住宅。3 5 番は、貸資材置場の目的で
申請され、里道 占用部分 1 6 m²と一体利用で総面積 2 , 1 9 8
m²となります。

3 6 番は、事務所・工場・駐車場・流出抑制槽の目的で申請さ
れますが、3 0 5 9 番 7 2 山林 7 8 2 m²と一体利用で総面積
が、1 , 7 0 1 m²となります。

3 7 番は、一般住宅と通路の目的で申請されますが、1 6 8 4
番 6 5 宅地 6 3 . 6 6 m²と一体利用で総面積 6 2 5 . 6 6 m²
となります。

また、通路となる 2 3 2 m²は持分 3 分の 1。また、一般住宅の
5 0 0 m²を超過しているため、地積超過理由書が添付されていま
す。

3 8 番は、宅地分譲の目的で申請され、仮換地実測 1 8 4 . 1
0 m²です。3 9 番は、集会所の目的で申請され、仮換地実測 3 0
9 . 7 0 m²です。

4 0 番は、宅地分譲。4 1 番から 4 3 番は一般住宅の目的で申
請されています。なお、4 1 番は、4 0 7 2 番 1 0 宅地 外 3
筆 1 8 2 . 3 0 m²と一体利用で総面積 2 0 1 . 3 2 m²となります。

以上 1 0 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書
類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 1 8 0 号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番、下茂が34番及び35番を報告します。
8月9日、辻推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
まず、34番ですが、位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
一般住宅の目的での申請です。
次に、35番ですが、位置図4ページ、調査表3ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。貸資材置場の目的での申請です。
いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上です。

小城委員 6番 小城が36番を報告します。
8月9日 徳永推進委員と、事務局 梶原・松下職員と現地を調査しましたので報告します。
位置図5ページ、調査表4ページを御覧ください。
申請地の現況を畑ですが、耕作はされていませんでした。
事務所・工場などを作る予定が出ております。
申請書に添付しております被害防除計画には妥当性があります。
なお現地調査の内容を報告し、記載してあるとおりであります。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

新屋委員 37番を報告いたします。
4番 新屋が37番を報告いたします。
8月8日、山下委員と事務局の梶原・松下両職員と、現地調査を実施いたしました。

位置図 6 ページ、調査表は 5 ページです。申請時の現況は畑で耕作されていません。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。

なお、現地調査の結果、及び報告書に記載されているとおりです。

以上のようなことから 37 番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員

3 番 薬師寺が 38 番を報告いたします。

去る 8 月 9 日 徳永推進委員と事務局の中城・田上職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図 7 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で耕作されていません。

宅地分譲としての転用目的です。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。

なお現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから、38 番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断いたしました。以上です。

下茂委員

9 番、下茂が 39 番から 41 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

初めに 39 番ですが、位置図 8 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で一部耕作されていまして。集会所の目的での申請です。

次に、40 番ですが、位置図 9 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていまして。宅地分譲の目的での申請です。

続いて、41 番ですが、位置図 10 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相

当と判断しました。以上です。

薬師寺委員 3 番 薬師寺が 4 2 番を報告いたします。

調査日・調査委員は先ほどの報告と同じで、位置図 1 1 ページ、調査表 1 0 ページを御覧ください。

申請地の現況は畑で現在は耕作されていません。一般住宅としての転用目的です。

申請書に付託してあります被害防除計画には妥当性があります。

なお、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから 4 2 番の申請は農地法関連法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員 9 番、下茂が 4 3 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 1 2 ページ、調査表 1 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

中島委員 8 番 中島です。

3 7 番の地籍超過理由書ってというのは、どこを見ればよろしいですか。

梶原主幹 地積超過理由書、先ほど御説明しましたけど転用面積が一般住宅、目的地、一般住宅の場合、転用面積が 5 0 0 m²を超過すると地積超過理由書というのを、別途つけていただくことになります。今回の部分ですと、通路部分が 2 3 2 m²ございまして、宅地になる部分は 3 3 0 m²となりますので、合わせた面積が転用も含めて、6 2 5 . 6 6 m²なんですけども、その 2 3 2 m²を聞くと、5 0

中島委員　すみませんがもう少し簡単に説明するように、備考欄に書いていただけますか。

議長 他に何かございませんか。

議長　　ないようですので、議案第１８０号につきまして採決いたします。

全 委 員 (挙 手)

次に、議案第１８１号「農地法第５条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

梶原主幹 議案第１８１号を説明いたします。資料は１５ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 4 4 番から 4 5 番の 2 件で、登記地目
 田 1 筆 1, 5 5 4 m² 畑 1 筆 1, 2 0 0 m² 合計 2 筆 2, 7 5
 4 m² の申請がありました。

13

以上２件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、議案第１８１号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員　３番　薬師寺が４４番を報告いたします。

調査日・調査員は先程の報告と同じで、位置図１３ページ、調査表１２ページをご覧ください。申請地の現況は畑で耕作されていません。

太陽光発電施設としての転用目的です。申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。

なお、現況内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから、４４番の申請は農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。

以上です。

谷山委員　２番、谷山が４５番を報告します。

８月８日、牧田委員と事務局　長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図１４ページ、調査表１３ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

太陽光発電施設の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　（なしの声あり）

議長　ないようですので、採決いたします。

議案第１８１号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 181 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 182 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 182 号を説明いたします。資料は 16 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 46 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 155 m²の申請がありました。

46 番は、申請地を借り受け、一般住宅の目的で申請されるもので、637 番 2 宅地の一部 61 m²と一体利用で総面積 216 m²となります。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 181 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9 番、下茂が 46 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 15 ページ、調査表 14 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第182号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第182号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第183号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第183号を説明いたします。資料は17ページから18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、18番から23番の6件で、登記地目 田13筆3,351.36㎡ 畑3筆898㎡、合計16筆4,249.36㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野化しています。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第183号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員

18番を報告いたします。

3番 薬師寺が18番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。

位置図 16 ページ、調査表 15 ページを御覧ください。申請地の現況は原野です。

平成 10 年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。本市非農地証明書の発行基準を満たし周辺も原野化されており影響はないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上です。

下茂委員

9 番、下茂が 19 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

申請地の現況は、平成 16 年頃から耕作しておらず、原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

小城委員

はい。6 番 小城が 20 番と 21 番を報告いたします。

調査日で調査員は先ほど述べたとおりです。

20 番です。

位置図 18 ページ、調査票 17 ページをご覧ください。

申請地の現況は原野で、本市非農地証明書発行基準を満たしております。

続いて 21 番です。

位置図 19 ページ、調査票 18 ページをご覧ください。

こちらも現況は原野で本市非農地証明書発行基準を満たしており、両方とも周辺に対して影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

山路委員

14 番、山路が 22 番を報告します。

8 月 8 日、馬渡推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 20 ページ、調査表 19 ページをご覧ください。

申請地 3 筆の現況は、平成 18 年頃から耕作しておらず、全て原野化していました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

新屋委員

4 番 新屋が 23 番を報告いたします。

調査日・調査員は前に述べましたとおりです。

申請地の現況は畑及び田ですが、本市非農地証明の発行基準を満たし、周辺は竹が繁茂し、影響はないことから、証明書を発行するべきだと考えます。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第１８３号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 183 号は原案どおり決定されました。

事務局の内容説明をお願いします。

今月の申請は、受理番号 4 0 番から 4 3 番の 4 件で、田 2 筆 1 , 6 2 8 m²、畑 2 筆 3 4 3 m²、合計 4 筆 1 , 9 7 1 m²の申請がありました。

４３番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。また、議案第１８０号３７番と同時申請です。

18

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第184号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番小城が40番と41番を報告します。
調査日で調査員は前に述べたとおりであります。
まず40番です。
位置図22ページ、調査票21ページを御覧ください。
申請地の現況は田で現在も耕作されています。
続きまして、41番です。
位置図、23ページ、調査表22ページを御覧ください。
申請地の現況は田で、こちらも現在も耕作されています。
両方とも権利取得者は規模拡大の為の権利取得で水稻の栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。
以上です。

下茂委員 9番、下茂が42番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されておりました。
権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

新屋委員 4番 新屋が43番を報告いたします。
調査員・調査員は、前に述べましたとおりです。
位置図6ページ、調査表は24ページです。
現地の状況は、畑ですが、耕作されていません。
権利取得者は、営農開始のための経営取得で野菜を栽培予定です。
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件に問題はな

以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

以上で、議案第185号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 　　3番　薬師寺が44番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどの報告と同じです。
位置図25ページ、調査表は25ページを御覧ください。
申請地の現状は田で2055番地1は管理されており、2569番3は耕作されていませんでした。
権利取得者は規模拡大のための権利取得で水稻を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

新屋委員 　　4番　新屋が45番を報告いたします。
調査日、調査員は前に述べましたとおりです。
位置図、調査表とともに26ページです。
申請地の現況は田で現在も耕作されています。弟から姉への贈与です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案185号は原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙　手）

議長 　　賛成全員であります。
議案第185号は原案のとおり許可いたします。

議長 　　次は、議案第186号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項

に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

議 長 議案第 186 号受理番号について、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 186 号を説明いたします。

永留委員の案件ですが、欠席なので、出席の場合議事参与になりますが、そのまま審議となります。内容を説明いたします。

資料は 21 ページから 22 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件で、田 1, 269 m²の申請がありました。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第 21 条第 1 項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 186 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 186 号は、原案のとおり意見決定されました。

議 長 次は、議案第 187 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理

権設定)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号163番、164番、187番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第187号を説明いたします。資料は23ページから28ページをご覧ください。

今月の申請は、田41, 795㎡、畑12, 445㎡、合計54, 240㎡の申請がありました。

管理権設定29件中、認定農業者等に係る分は20件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号159番から162番及び165番から186番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第187号受理番号163番、164番、187番を除く、受理番号159番から162番及び165番から186番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第187号受理番号163番、164番、187番を除く、受理番号159番から162番及び165番から186番につきまして、原案のとおり意見決定され

ました。

次に、議案第 187 号受理番号 163 番、164 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第 187 号受理番号 163 番、164 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受ける議案第 187 号受理番号 163 番、164 番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員の本人及びご子息ですので、内容説明いたします。資料は 24 ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第 187 号受理番号 163 番、164 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 187 号受理番号 163 番、164 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議長 次に、議案第１８７号受理番号１８７番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小城委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小城委員 (退席・退室)

議長 議案第１８７号受理番号１８７番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第１８７号受理番号１８７番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の小城委員が役員を務める法人ですので、内容説明いたします。資料は２８ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第１８７号受理番号１８７番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第１８７号受理番号１８７番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

小城委員の入室をお願いします。

小城委員

(入室・着席)

議長 それでは、議案第187号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 9月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原主幹 9月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10日（火）が本土川内地域、9日（月）が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

なお、申請が多い場合は3班体制で、いずれも午前中までは終了の形をとります。

午前8時30分までに農業委員会事務局横の502会議室にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の8月総会は9月26日（木）午後1時から、SSプラザ川内の3階第1から第3会議室を予定しています。

また、裏面は9月から11月の行事予定を記載してあります。

今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

局長 2点報告いたします。

はじめに、表彰について報告いたします。8月27日開催の鹿児島県農業委員会大会で薬師寺委員が鹿児島県農業会議会長表彰を受賞されますのでお知らせします。大変おめでとうございます。

なお、大会の詳細な説明は、総会後の農地利用最適化推進会議で説明いたします。

次に、5月総会で保留審議を行った[]が申請人の農地転用事業計画変更申請及び農地法第4条許可の2件について、8月19日付けで県から許可通知があり、特に条件をつけることなく許可となっていることを報告いたします。

また、同時申請となっている農地法第3条申請及び形質変更届についても、県許可と併せて、許可することになります。

しかしながら、このような事態が2度とないように、会長名で農地法等の法令遵守と適正な許可等の手続きを行い、事業の遂行をするよう文書を付して、許可証の交付をすることします。

以上、2点報告いたします。

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第17回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原主幹 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14：30】